

平成26年10月21日(火)
午後4時15分～ 奈良県庁第一応接室

第7回奈良県税制調査会資料

- 1 ゴルフ場利用税 薄暮、 HALF利用等軽減制度の導入について・・・1
・検討結果を説明
- 2 前回の税制調査会で提起された話題・・・・・・・・・・・・・13
・奈良県におけるパチンコの売上規模について
・土地流動化税制
・自動車通過税
- 3 自動車税身体障害者減免にかかる上限設定について・・・・・・・・・・19
・コンセプト出し、改正素案提示、影響額試算 等
- 4 論文集「望ましい地方税のあり方」出版について・・・・・・・・・・・・・28



奈良県総務部税務課

平成26年6月5日 第6回奈良県税制調査会

【荒井知事】

ゴルフ場利用税は、ゴルフ業界からは、スポーツ振興を阻害すると廃止の要望が毎年あって、すごく抵抗のある税金である。

最近ハーフだけするプレーヤーが増えていると聞かすが、ハーフのみのプレーであれば、ゴルフ場利用税を半額にするということができないか。

税制調査会から答申いただけるのであれば、後押ししていただければありがたい。

導入により減収になる市町村が抵抗も予想されるが、別の交付金・補助金などとの抱き合わせで補填すれば、抵抗は少なくなると思う。

【上村委員】

実態を知りたい。

【前田副知事】

他府県の状況、顧客のニーズ等を調査して、今後の税制調査会で議論することとする。

平成26年8月1日 奈良県ゴルフ連盟からゴルフ場利用税の要望時

【浪越総務部長】

ゴルフ場利用税の廃止は、市町村の貴重な財源であることから、期待にお応えできるか難しい。

現在、ハーフ利用にかかる税の研究を行っているところであり、前向きに検討していきたい。

【奈良県ゴルフ連盟荻須会長】

少しでもゴルフ場へのお客さんが増えるような税制となるのであれば協力したい。

現在、本県が導入している地方税法に基づく非課税措置及び条例による不均一課税措置は、以下のとおり。

平成15年度の税制改正により、高齢者、ジュニア、障害者、学生等特定の利用者のための非課税措置は充実した反面、薄暮利用、ハーフ利用等利用形態を理由にした軽減制度の非課税措置はなく、公益上理由があるとして各都道府県の条例より行われているところ。(本県では、「薄暮利用」、「ハーフ利用」が未導入。)

ゴルフ場利用税の非課税制度と条例による不均一課税

利用形態・利用者		利用内容	～H14	H15～
学生等		高等学校、大学等の生徒・学生及び教員の保健体育科目の実技又は公認の課外活動	1/2軽減 (利用料金1/5以上軽減)	非課税
		学生ゴルフ連盟又は高等学校ゴルフ連盟が主催する競技会	1/2軽減 (利用料金1/5以上軽減)	1/2軽減 (利用料金1/5以上軽減) ※ 18歳未満は非課税
障害者	身体障害者	身体障害者福祉法第4条に規定する者	1/2軽減 (利用料金1/5以上軽減)	非課税
	その他	地方税法第23条第1項第9号に規定する者 (身体障害者を除く)		非課税
高齢者		年齢70歳以上の者	1/2軽減 (利用料金1/5以上軽減)	非課税
ジュニア		年齢18歳未満の者		非課税
国民体育大会等		スポーツ振興法第6条第1項に規定する国民体育大会及びその予選会への参加選手	1/2軽減 (利用料金1/5以上軽減)	非課税
		国民体育大会に準ずると知事が認める競技会	1/2軽減 (利用料金1/5以上軽減)	
その他		早朝の利用で一定の時間内(通常のスタート開始時刻)に利用を終了しなければならないもの	1/2軽減 (利用料金1/2以上軽減)	
		降雪、豪雨等の自然現象によりクローズされたため途中中断しその日のうちに継続することができないもの	1/2軽減 (利用料金1/2以上軽減)	
		夕方の利用で一定の時刻(通常の終了時刻)以降に利用を開始し、日没までに終了するもの(薄暮利用)		
		ハーフ利用(利用するホール数が9以内であるもの。早朝、薄暮利用に該当するものを除く。)		

※「非課税」: 地方税法によるもの、「軽減」: 奈良県税条例によるもの

原則

「**ハーフ or 料金が通常料金の半額**」であっても、**税額に変更はない。**

※ハーフとは、「18ホール以上を有するゴルフ場における利用行為で、利用するホールの数が9以内であるもの（早朝、薄暮利用に該当するものを除く）」

【地方税法】

第75条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、当該ゴルフ場所在の道府県においてその利用者に課する。

第76条 ゴルフ場利用税の標準税率は、一人一日につき〇〇円とする。

例外(軽減措置)

一定の要件を満たすもののみ軽減措置(税率2分の1)の適用がある。

【地方税法】

第6条 2 地方公共団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

【地方税法及び同法施行に関する取扱通知】

次に掲げるゴルフ場の利用については、利用料金が通常の利用料金に比較して、少なくとも2割以上軽減されている場合に限り、ゴルフ場利用税の税率は、2分の1の率によることが適当であること。また、早朝利用等その他利用について制約があるものについても、別に利用料金の定めがあってその利用料金が通常の利用料金に比較して著しく低い場合には、これに準じて取り扱うことが適当であること。

※ 「次に掲げるゴルフ場の利用」は、平成15年度までの税制改正において非課税規定導入済み。

【奈良県税条例】

第83条 ゴルフ場利用税の税率は、一人一日につき、次の各号に掲げる等級の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額とする。(各号略)

3 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1(第2号に掲げる利用にあつては、2分の1)以上軽減した額で定められている場合は、第1項の規定にかかわらず、1人1日につき、同項各号に定める金額の2分の1の金額とする。

二 利用時間、利用場所等の制限があるゴルフ場の利用で知事の定める要件を備えるもの

【総務部長通達「ゴルフ場利用税の特例措置について」】

1 特例措置の対象となる利用の範囲

奈良県税条例第83条第3項に定めるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の特例措置は次に掲げるゴルフ場の利用で2に定めるところにより利用料金が軽減されるものに適用する。

(2) 利用時間、利用場所等の制限があるゴルフ場の利用で次に掲げるもの

ア 早朝の利用で一定の時間内に利用を終了しなければならないもの

2 利用料金の軽減等

特例措置は、条例第83条第3項各号に掲げる利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して、5分の1(同項第2号に掲げる利用にあつては、2分の1)以上軽減されている場合に適用する。

早朝利用のみ

奈良県では、これまで早朝利用にかかる特例措置を導入していたが、ほとんど実績がない。
 一方で、他都道府県は薄暮利用や制限のないハーフ利用を導入しているものの、当該制度の導入による税収の影響の把握は困難であることから、今年9月に、他都道府県に対し以下の項目につきアンケート調査(内容は章末を参照。)を実施した。

＜調査項目＞

- ・薄暮利用及びハーフ利用に関する導入状況
- ・導入の影響
- ・外部者との協議 等

他府県の導入状況

種別	導入	未導入
早朝利用 早朝から一定の時間内にプレーを終了しなければならず、あるいは特定のコースしか利用できない等、通常の利用者に比較して利用条件の制約を受けるもの。	右以外の 45都道府県 奈良県 導入済	神奈川県、愛媛県 
薄暮利用 一定の時刻以降から薄暮時までしかプレーできず、あるいは特定のコースしか利用できない等、通常の利用者に比較して利用条件の制約を受けるもの。	右以外の 41都道府県 	北海道、埼玉県、神奈川県、奈良県、愛媛県、熊本県 奈良県 未導入
ハーフ 早朝・薄暮利用とは異なり、単純に利用するホール数が9以内のもの。	福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、熊本県	左以外の42都道府県 奈良県 未導入

現 状

早朝・薄暮・ハーフ全体で、0.8%の減収(全国平均)。府県によりばらつきがあり近畿では、滋賀▲1.0%、京都▲0.5%、大阪▲2.0%、兵庫▲0.9%、和歌山▲1.6%となっている。

早朝、薄暮、ハーフ等の軽減制度があれば適用したいといったプレイヤーのニーズの存在を考えると、税収全体の2%程度の減収となる可能性がある。

アンケート結果の概要

早朝、薄暮、ハーフともに、各都道府県とも導入時期が古く、導入による影響は不明である都道府県が多数であった。

以下、利用者や税収の動向に関するアンケート回答(抜粋)。

◆早朝と薄暮ともに導入している都府県では、ほとんどの利用者が薄暮利用。

⇒ 薄暮利用の需要あり。

薄暮需要を興し
増収目指す

◆薄暮利用とハーフ利用は、ともに、増収側へ傾く可能性は低いのではないか。

・「薄暮利用」について、通常利用者が薄暮利用にシフトすることは考えにくいいため、大きな減収にはならないのではないか。

⇒ 税収への影響(減収側)は少ない。

減収可能性少ない

・「ハーフ利用」について、全体の課税利用人員の大幅な減少がないにもかかわらず、ハーフ利用の制度導入により減収に転じた実績をみると、ハーフ利用の制度導入によるものと考えられるのではないか。

⇒ 減収への影響があった。

ハーフ導入による減収可能性を懸念

・また、18ホール以上のゴルフ場における9ホールの利用は、利用者側から主流とは言えず、利用人員増加の要因とはならないと考えられるのではないか。

⇒ 税収への影響(増収側)は考えにくい。

ハーフ導入によるメリットが疑問

アンケート結果からわかったこと

- ・市場の潜在ニーズ及び団体(ゴルフ場協会等)の意向
⇒ 一部の企業から、ハーフ利用の要望有。一定の需要がある。
- ・全国の軽減状況 ⇒ 早朝、薄暮利用軽減が多く多くの団体で適用。
- ・導入後の税収見込 ⇒ 近畿府県では、0.5~2.0%の減収となる見込み
- ・市町村の理解 ⇒ 不明(減収になる市町村の理解を得るのは困難か。)

導入に当たっての検討事項及び他府県での要件

【薄暮での軽減】

根拠: プレーヤーの利用に制限が課されていること

- 要件(例):**
- ・ナイター設備は除外すべき ⇒ 2/45中
 - ・通常の利用以外に限る(時間制限) ⇒ 31/45中
 - ・ホール数の制限設定(9ホールのみ) ⇒ 11/45中
 - ・セルフのみに限定 ⇒ 9/45中
 - ・利用料金の設定(1/2以下に限定) ⇒ 36/45中

時間制限・利用料金に制限がある。

【ハーフでの軽減】

根拠: 地方税法の規定との整合性が問題

- 要件(例):**
- ・ナイター設備は除外すべき ⇒ 0/5中
 - ・通常の利用以外に限る(時間制限) ⇒ 0/5中
 - ・ホール数の制限設定(9ホールのみ) ⇒ 5/5中
 - ・セルフのみに限定 ⇒ 1/5中
 - ・利用料金の設定(1/2以下に限定) ⇒ 4/5中

ホール数・利用料金に制限がある。

税込増となる可能性のあるとき

薄暮利用

課税ベースの拡大という観点から制度改正を行うことは可能。

税込減となる可能性のあるとき

ハーフ利用

原則的には、軽減することはできない。

税軽減する場合には公益性が必要(地方税法第6条第2項による不均一課税)

- ・公益上その他の事由により課税を不相当とする場合
⇒ 広く住民一般の利益を増進すると認められる場合に限り行われるべき
- ・「公益上その他の理由」
 - (1)他の法律で本条を援用しているもの
 - (2)総務省通達及び行政実例による本条の適用があるとされたもの
 - (ア)産業政策目的
 - (イ)社会政策目的
 - (ウ)負担の均衡を考慮

※「地方税法総則逐条解説」から抜粋

健康長寿を目指した
軽減制度の導入へ

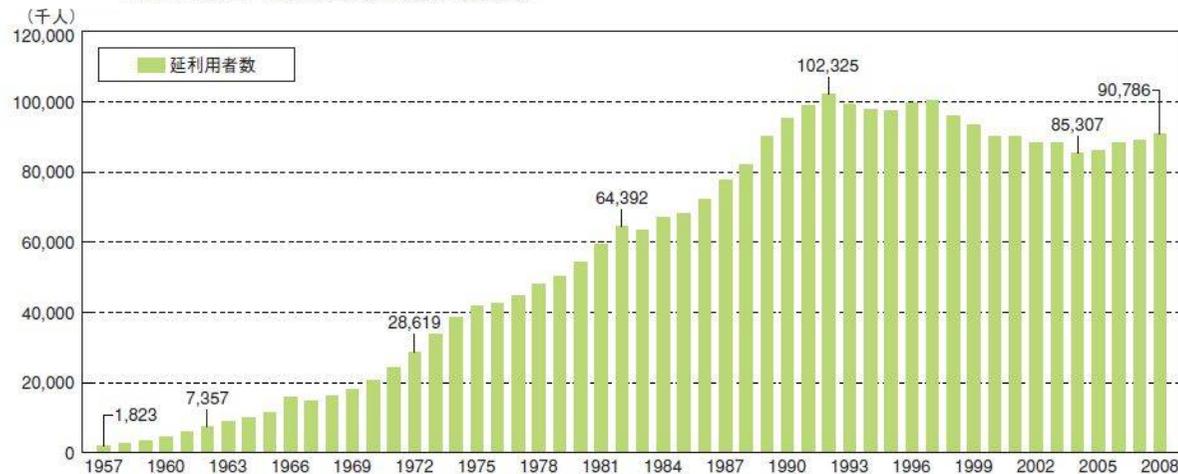
健康長寿を目的としたゴルフ場利用税の軽減

ゴルフ場利用料金は最近十年で大きく低下しており、今や富裕層のみの限定されたスポーツではなくなっていること、ゴルフ利用料金のうち7割以上は高齢者が占めていること、などから考えると、超高齢社会に突入した現時点では、以前と比べてより手軽なスポーツとなったともいえる。

「薄暮利用」及び「ハーフ利用」の軽減措置の導入は、運動・スポーツを行う「きっかけづくり」としての役割を担い、スポーツ人口の裾野が拡大することを期待するものであり、ひいては、「生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」に向けての一助になると考えられる。

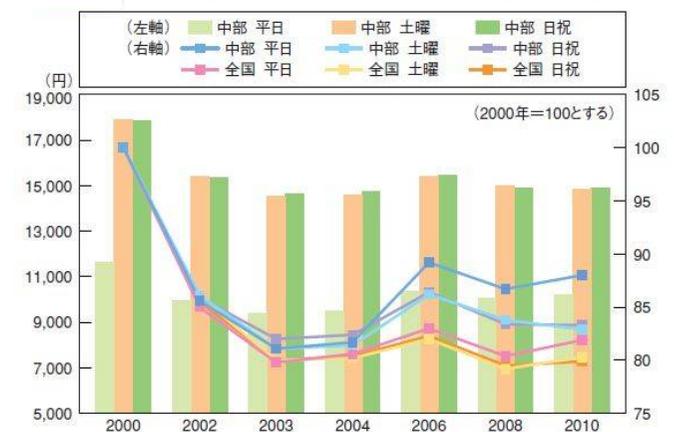
- ・ゴルフ場延利用者数の推移
⇒ バブル経済の崩壊以降減少傾向にあったが2004年再び上昇。
- ・プレーフィの推移
⇒ 2000年と比べると大きく低下し、低水準で推移。
- ・高齢者消費について
⇒ レジャー・娯楽分野では、ゴルフ料金の消費は、高齢者が主体。

ゴルフ場延べ利用者数の推移(全国)



出所:ゴルフダイジェスト社「データから21世紀を読む」

ゴルフ場におけるプレーフィ(セルフ方式)の推移



(注) プレーフィに関しては東海三県のデータは存在しないため、中部地域(東海三県+富山県、石川県、福井県)のデータで代用する。

出所:ゴルフダイジェスト社「データから21世紀を読む」をもとに共立総合研究所作成

レジャー・娯楽分野の
高齢者消費の割合

順位	レジャー・娯楽	割合%
1	ゴルフプレー料金	74.7
2	園芸品・同用品	70.2
3	外国バック旅行費	60.1
4	国内バック旅行費	58.1
5	手芸・工芸材料	57.9
6	スポーツクラブ使用料	55.4
7	ゴルフ用具	54.1
8	文化施設入場料	41.4
9	スポーツ観覧料	38.2
10	入場・観覧・ゲーム代	51.0

出所:総務省「家計調査」より計算

ゴルフ場利用税 収税状況・不均一課税実施状況

(特に記載がない場合の単位:人、件、千円)

	24課税者数 (24A)	対全体 シェア (24A/24C)	24非課税者数 (24B)	対全体 シェア (24B/24C)	24合計者数 (24C)	24ご利用税 (24D)	24単価(円) (24D/24A)	早朝・薄暮・ハーフ利用等								
								早朝適用	薄暮適用		ハーフ		件数(Q1)	対課税全体 (Q1/24A)	減収額(Q2)	対課税全体 (Q2/24A)
									適用	導入年度	ハーフ	導入年度				
北海道	3,078,377	87.7%	431,780	12.3%	3,510,157	1,808,314	587	○				31,720	1.0%	8,938	0.5%	
青森県	274,995	89.9%	30,885	10.1%	305,880	149,711	544	○	○	S58		4,926	1.8%	1,346	0.9%	
岩手県	461,400	89.3%	55,502	10.7%	516,902	297,295	644	○	○	S57		24,924	5.4%	7,660	2.6%	
宮城県	959,614	87.5%	136,922	12.5%	1,096,536	691,889	721	○	○	不明		30,480	3.2%	9,323	1.3%	
秋田県	289,582	86.8%	44,172	13.2%	333,754	176,879	611	○	○	S57		1,979	0.7%	474	0.3%	
山形県	278,850	86.7%	42,839	13.3%	321,689	131,807	473	○	○	H1		11,737	4.2%	3,064	2.3%	
福島県	1,158,193	88.1%	156,020	11.9%	1,314,213	661,851	571	○	○	H1	○	30,611	2.6%	7,869	1.2%	
茨城県	4,774,922	87.7%	672,216	12.3%	5,447,138	3,097,885	649	○	○	不明	○	146,835	3.1%	42,207	1.4%	
栃木県	4,514,977	87.8%	626,080	12.2%	5,141,057	2,739,442	607	○	○	S41		29,708	0.7%	7,416	0.3%	
群馬県	2,554,127	85.4%	435,373	14.6%	2,989,500	1,479,316	579	○	○	S60		41,531	1.6%	12,676	0.9%	
埼玉県	3,153,396	82.5%	670,929	17.5%	3,824,325	2,320,243	736	○								
千葉県	6,405,710	86.2%	1,028,081	13.8%	7,433,791	4,615,857	721	○	○	S52						
東京都	684,986	75.0%	228,263	25.0%	913,249	631,926	923	○	○	H1		30,503	4.5%	18,915	3.0%	
神奈川県	1,907,938	74.6%	649,031	25.4%	2,556,969	1,705,037	894	649	○		○	H11	39,955	2.1%	17,361	1.0%
新潟県	953,496	87.9%	131,826	12.1%	1,085,322	574,040	602	○	○	S54		14,952	1.6%	4,828	0.8%	
富山県	402,659	87.1%	59,467	12.9%	462,126	342,536	851	○	○	H1						
石川県	725,209	88.7%	92,405	11.3%	817,614	554,425	765	○	○	H1		4,716	0.7%	1,959	0.4%	
福井県	297,084	86.4%	46,647	13.6%	343,731	263,397	954	○	○	H1		2,275	0.8%	1,139	0.4%	
山梨県	1,370,390	86.7%	210,816	13.3%	1,581,206	874,399	638	○	○	S60		18,733	1.4%	5,723	0.7%	
長野県	1,495,009	83.1%	304,815	16.9%	1,799,824	1,006,991	674	○	○	S54		35,489	2.4%	11,644	1.2%	
岐阜県	3,040,549	85.8%	503,430	14.2%	3,543,979	1,910,274	628	○	○	S53		1,658	0.1%	603	0.0%	
静岡県	3,134,580	84.0%	598,392	16.0%	3,732,972	2,809,162	896	○	○	S56	○	H23	61,151	2.0%	27,125	1.0%
愛知県	2,093,821	82.3%	449,518	17.7%	2,543,339	1,709,209	816	○	○	H7		33,087	1.6%	13,274	0.9%	
三重県	2,879,506	87.3%	417,364	12.7%	3,296,870	2,040,931	709	○	○	H1		17,284	0.6%	6,602	0.3%	
滋賀県	1,721,163	87.4%	248,475	12.6%	1,969,638	1,244,008	723	○	○	不明		42,883	2.5%	12,844	1.0%	
京都府	1,039,838	81.6%	234,937	18.4%	1,274,775	855,684	823	○	○	不明		11,525	1.1%	4,332	0.5%	
大阪府	1,649,670	79.9%	413,796	20.1%	2,063,466	1,574,918	955	○	○	S46		75,535	4.6%	30,775	2.0%	
兵庫県	5,631,151	85.9%	927,115	14.1%	6,558,266	4,374,565	777	○	○	S41		137,255	2.4%	41,034	0.9%	
奈良県	1,166,170	84.6%	212,826	15.4%	1,378,996	928,498	796	○								
和歌山県	696,483	86.7%	106,859	13.3%	803,342	435,519	625	○	○	S55		19,829	2.8%	6,759	1.6%	
鳥取県	274,821	86.4%	43,134	13.6%	317,955	131,721	479	○	○	S58		17,769	6.5%	3,977	3.0%	
島根県	222,856	86.6%	34,527	13.4%	257,383	160,301	719	○	○	S55		4,964	2.2%	1,709	1.1%	
岡山県	1,437,752	85.5%	244,117	14.5%	1,681,869	914,764	636	○	○	S58		11,785	0.8%	3,746	0.4%	
広島県	1,431,057	84.5%	262,909	15.5%	1,693,966	826,594	578	○	○	H1		29,561	2.1%	9,206	1.1%	
山口県	1,115,040	84.9%	198,094	15.1%	1,313,134	608,215	545	○	○	S55		16,963	1.5%	4,277	0.7%	
徳島県	466,899	86.2%	75,019	13.8%	541,918	298,583	640	○	○	S54		63,293	13.6%	19,407	6.5%	
香川県	643,989	84.9%	114,310	15.1%	758,299	408,439	634	○	○	H11		13,067	2.0%	4,604	1.1%	
愛媛県	616,743	84.7%	111,407	15.3%	728,150	488,401	792									
高知県	408,341	84.7%	73,629	15.3%	481,970	256,299	628	○	○	H11		3,301	0.8%	1,054	0.4%	
福岡県	2,195,649	84.8%	393,125	15.2%	2,588,774	1,091,691	497	○	○	S54		98,421	4.5%	22,042	2.0%	
佐賀県	708,965	86.6%	110,024	13.4%	818,989	326,336	460	○	○	不明		10,149	1.4%	2,811	0.9%	
長崎県	616,278	84.7%	111,120	15.3%	727,398	319,979	519	○	○	不明		104,582	17.0%	8,166	2.6%	
熊本県	1,303,986	85.7%	217,683	14.3%	1,521,669	632,653	485	○	○		○	S45	85,236	6.5%	20,854	3.3%
大分県	793,744	85.7%	132,193	14.3%	925,937	376,181	474	○	○			5,473	0.7%	1,300	0.3%	
宮崎県	898,275	83.8%	173,528	16.2%	1,071,803	505,950	563	○	○	不明		46,870	5.2%	11,088	2.2%	
鹿児島県	935,383	86.3%	148,678	13.7%	1,084,061	454,515	486	○	○	H1		25,071	2.7%	4,472	1.0%	
沖縄県	1,105,299	87.0%	165,463	13.0%	1,270,762	760,537	688	○	○	H9		10,196	0.9%	3,240	0.4%	
合計	73,968,922	85.3%	12,775,741	14.7%	86,744,663	50,587,157	684	45	41			5	1,447,976	2.0%	427,943	0.8%

出典: ゴルフ場利用税の等級決定状況等に関する調査(総務省都道府県税課H25.7.26調査)
 ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場の数・利用者数等(一般社団法人 日本ゴルフ場事業協会H25年10月版)
 奈良県総務部税務課によるアンケート調査(H26.9)

ゴルフ場利用税 軽減制度導入に関するアンケート調査

都道府県名 _____
 所属 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____

1. 薄暮利用制度について

①薄暮利用による軽減制度を導入していますか。

導入している (→②へ) ・ 導入していない (→3. ①へ)

②軽減適用の条件について(複数回答可、自由欄)

- 通常利用以外の時間に限る
- ホール数に制限設定 (_____ ホール以内)
- 利用料金に制限設定 (通常料金の _____ %以下)
- セルフのみに限定
- ナイター設備の利用は除外
- その他 (_____)

③導入年度はいつですか。 (_____) 年度から

④制度導入後の利用者数・税込等の増減について

(1) ゴルフ場利用者数(非課税対象者含む)

増加した 減少した 変化なし わからない
 【実績】導入前 (_____) 人 → 導入後 (_____) 人

(2) ゴルフ場利用税込(全体)

増加した 減少した 変化なし わからない
 【実績】導入前 (_____) 円 → 導入後 (_____) 円

(3) 通常分(不均一課税・非課税分を除く)の利用者数及び税込

増加した 減少した 変化なし わからない

⑤薄暮利用の制度導入により税込にどのような影響があったと考えられますか。(自由意見)

【記入例】 ・これまで活用されなかった時間帯を有効に活用することができるようになったため、増収側に傾いた。
 ・ゴルフ場利用税だけでなくプレイ料金も安くなり、これまでの通常プレイの層が薄暮時間帯へシフトしたため、減収側に傾いた。

2. ハーフ利用制度について

※ハーフとは、早朝・薄暮以外で、利用するホール数が9以内のものとしします。

①ハーフ利用による軽減制度を導入していますか。

導入している 導入していない
 (→②へ) (1. 2. とも導入していない場合→4. ①へ)
 (1. を導入している場合 →3. へ)

②軽減適用の条件について(複数回答可、自由欄)

- ホール数に制限設定 (_____ ホール以内)
- 利用料金に制限設定 (通常料金の _____ %以下)
- セルフのみに限定
- ナイター設備の利用は除外
- その他 (_____)

③導入年度はいつですか。 (_____) 年度から

④制度導入後の利用者数・税込等の増減について

(1) ゴルフ場利用者数(非課税対象者含む)

増加した 減少した 変化なし わからない
 【実績】導入前 (_____) 人 → 導入後 (_____) 人

(2) ゴルフ場利用税込(全体)

増加した 減少した 変化なし わからない
 【実績】導入前 (_____) 円 → 導入後 (_____) 円

(3) 通常分(不均一課税・非課税分を除く)の利用者数及び税込

増加した 減少した 変化なし わからない

⑤ハーフ利用の制度導入により税込にどのような影響があったと考えられますか。(自由意見)

【記入例】 ・短い時間でプレイできるようになり、全体としてゴルフ場に来場する人が増えたため、増収側に傾いた。
 ・ゴルフ場利用税だけでなく本体料金も安くなったため、これまでの通常プレイをしていた層が薄暮時間帯へシフトしたため、減収側に傾いた。

3. 外部者との協議等について

導入にあたり、外部者（庁内他部局、県内市町村を含む）との協議や説明等を実施した場合は、ご記入ください。

[]

【記入例】・ゴルフ場関係者に対し、顧客の動向、市場ニーズについてヒアリングを行った。
・市町村交付金が減収となるため、歳入に比較して当該交付金が必要な割合を占める市町村に対し、制度改正前に説明を行った。
・県の主要施策（スポーツ振興、長寿対策等）の実施のため、該当部局との連携により、当該プロジェクトをすすめた。

4. 今後の制度改正について

ゴルフ場利用税に関し、今後制度改正の予定はありますか。

有

[]

無

5. 通達集等について

当該軽減措置に関する貴都道府県の通達等ございましたら、お手数ですがご惠与いただきたく、お願い申し上げます。

アンケート結果詳細は、
別添資料を参照

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

- ① 奈良県のパチンコホールの売上(推計)の全国比は、H24経済センサス活動調査の売上の全国比より大きい。
 - ② 人口と比較して、奈良県のパチンコ機械台数、店舗数、パチンコを娯楽とする人の割合は少ない。
- 人口と比較して、パチンコ機械台数、店舗数が少ないこと等から、奈良県のパチンコホールの売上が少なくなっていると考えられる。

①奈良県のパチンコホールの売上(推計)

	パチンコ機械台数を基にした推計額			H24経済センサス活動調査結果			パチンコ店舗数を基にした推計額		
	台数 ※1	売上(1台当) (億円)	売上金額 (億円)	店舗数	従業者数	売上金額 (億円)	店舗数 ※1	売上(1台当) (億円)	売上金額
全国	4,611,714	0.041	188,960 ※2	6,595	170,326	173,476	11,893	15.888	188,960 ※2
奈良県	24,832		1,017	40	939	876	102		1,621
全国比	0.54%		0.54%	0.61%	0.55%	0.50%	0.86%		0.86%

※1 H25年全国遊技場店舗数及び機械台数(警察庁調)より

※2 一般社団法人日本遊技関連事業協会調より

②人口とパチンコ機械台数等との比較

	人口 ※1	パチンコ 機械台数 ※2	パチンコ 店舗数 ※2	パチンコを娯楽 とする人数 ※3
全国	128,057,352	4,611,714	11,893	11,373
奈良県	1,400,728	24,832	102	105
全国比	1.09%	0.54%	0.86%	0.92%

※1 H22国勢調査より

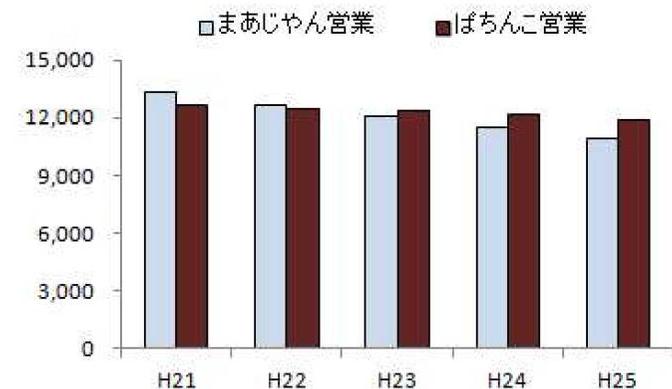
※2 H25年全国遊技場店舗数及び機械台数(警察庁調)より

※3 H23年H23年社会生活基本調査・趣味娯楽の種類別行動者数(総務省調)より

(参考1) H21経済センサス基礎調査結果とH24経済センサス活動調査結果の比較

	H21経済センサス基礎調査		H24経済センサス活動調査		
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	売上金額 (百万円)
全国	11,835	309,679	6,595	170,326	17,347,604
奈良県	88	2,273	40	939	87,576
全国比	0.74%	0.73%	0.61%	0.55%	0.50%

(参考2) 最近5年間におけるぱちんこ等営業の営業所数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25
まあじやん営業	13,343	12,687	12,054	11,450	10,882
ぱちんこ営業	12,652	12,479	12,323	12,149	11,893
ぱちんこ遊技機設置店	11,722	11,576	11,392	11,178	10,873
回胴式遊技機等設置店	930	903	931	971	1,020
その他	109	96	88	94	101
合計	26,104	25,262	24,465	23,693	22,876

平成25年中における風俗関係事犯の取交状況等について(警察庁調)より

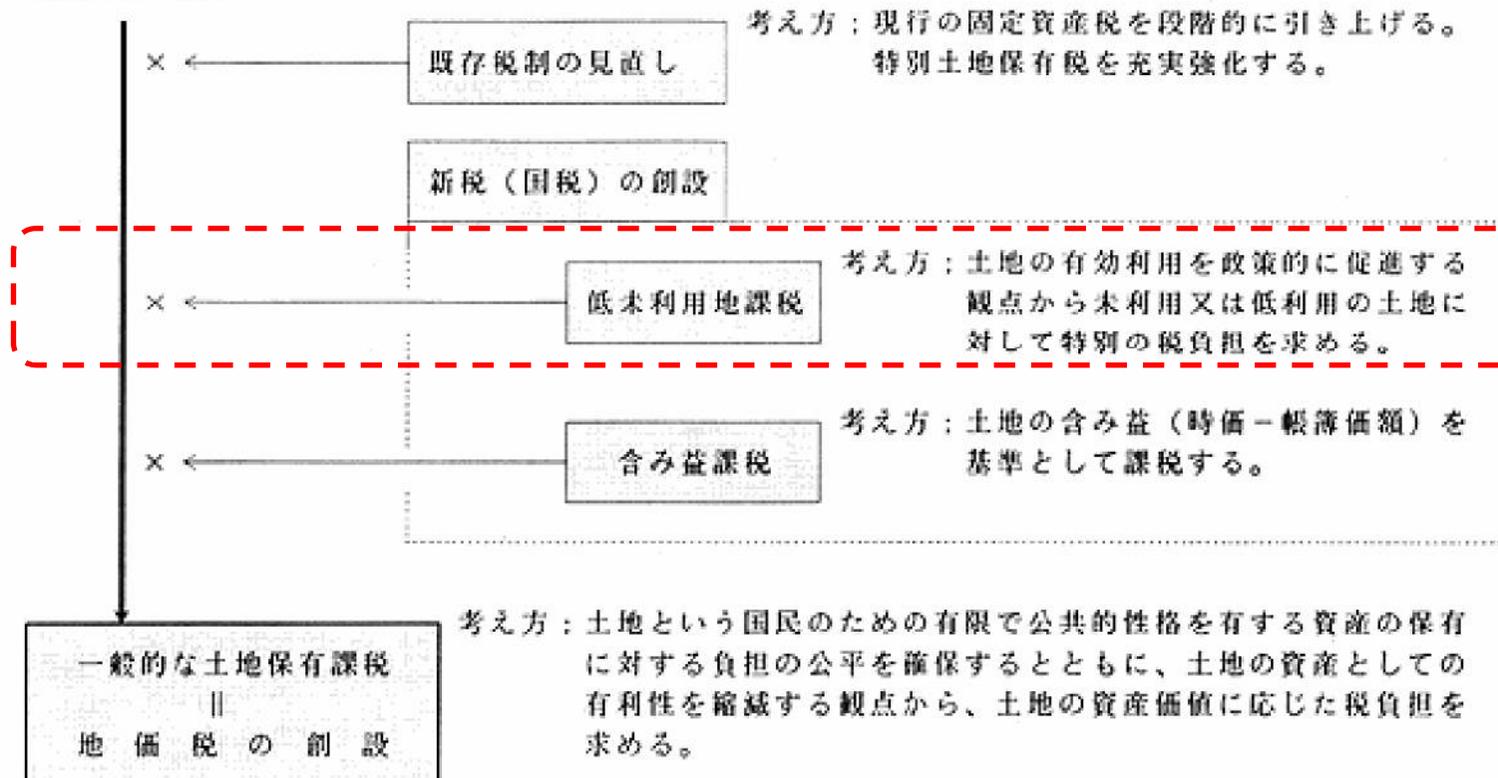
低未利用地課税について

平成3年度税制改正時の土地税制改革における地課税導入に至る議論のなかで、低未利用地課税の導入が検討された。

（「土地税制のあり方についての基本答申（平成2年10月）」）

土地保有税の課題	①（公平の確保） 土地の保有に対して資産価値に応じて一層の税負担を求める。 ②（土地政策の一環） 土地の保有コストを引き上げ、土地の有利性を縮減する。
----------	--

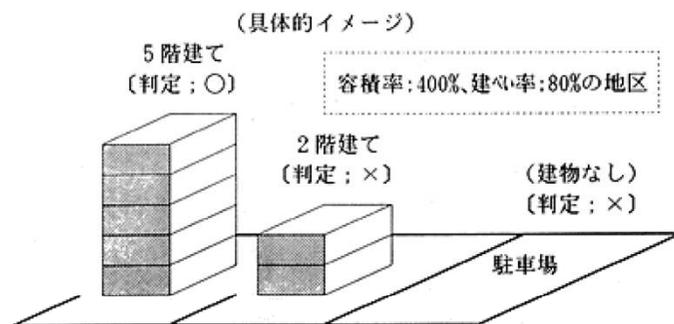
（具体案の検討）



低未利用地課税の考え方と検討の結果採用されなかった理由

考え方

土地の利用状況が、建物等の有無、構造、使用状況その他都市計画等一定の基準に照らして利用度の低いと認められる土地に対して 時価を基準として新たな国税を課税する。



検討

1. 低未利用地課税は、土地の有効利用を政策的に促進する見地からそれなりの意義を有するものであるが、土地 保有に対する負担の公平確保あるいは土地の有利性の縮減という観点に直接応えることはできない。
2. 低未利用地課税の実施には、少なくとも個々の土地について、その地方・地域の社会・経済等の状況に応じて 望ましい利用のあり方を相当程度具体的に定めた実効性のある土地利用計画が整備されていることが必要である。しかしながら、現在のところ、そのような具体的な利用のあり方を詳細に定めた土地利用計画は存在しない。
3. 仮に現行の都市計画等の土地利用計画を前提に外形的な基準によりあえて利用度の判定をすることとした場合、(i)地域の産業等の状況から利用への需要が乏しいような場合には、外形的な基準で割り切ることができるのか、(ii)形式的に基準を満たす建物を建てて放置したり、最低基準をやや上回る程度の利用が増えたりして、必ずしも有効利用につながらないのではないか。

検討の結果、採用は見送られたが、土地税制のあり方についての基本答申において、「土地政策の観点からは、土地の有効利用の促進を重視すべきであり、その意味で土地税制のあり方についても低未利用地課税を中心とした検討が必要である。」との意見も付された。

土地を流動化させる税制の検討について

土地基本法において、①土地についての公共の福祉優先②適正な利用及び計画に従った利用③投機的取引の抑制④価値の増加に伴う利益の増加に応じた適切な負担、が明らかにされていることから、災害の防止及び遊休地の解消を目的とした税制度を講ずる。

実効性のある土地利用計画を基に外形的な基準により遊休地であるか判定を行うため、施業放置林及び空き家という利用度を判定しやすい資産について、以下1、2の遊休地流動化税制を検討。

1. 施業放置林解消の為の「施業放置林対策推進税(市町村税)」の創設

施行放置林の所有、資産保有・投資目的の売買等による所有に課税することにより、災害の防止、未利用地の解消、森林の集約化による林業の効率化、その他の森林の公益的機能の維持増進を図る。

【制度イメージ】

- 課税客体 : ①個人又は法人が所有する施業放置林の土地
②県森林整備計画区域内等の林地で森林整備以外の使用目的で所有しているもの
- 税収使途 : 施業放置林の整備
- 課税標準 : 土地の評価額
- 納税義務者 : 施業放置林の土地の所有者、森林整備以外の使用目的で林地を所有する者
- 税額の計算 : 土地の評価額×1%(保安林、県森林環境税を財源に整備された森林の施業放置について重課するか検討)

【制度導入への課題】

- ①地域森林計画等を相当程度具体的に定めた実効性のある土地利用計画として整備する必要がある。
- ②森林法(伐採計画・造林計画)の規制について、市町村に於いて制度を十分に活用する必要がある。また未届者への対応や、売買捕捉に係る新たな制等の創設が必要がある。
- ③施業放置林の確認等の徴税コストが不明である。

2. 空き家対策の為の「奈良県低利用住宅対策推進税(県税)」の創設

空き家のある土地の所有に課税することにより、災害の防止、土地の有効利用を図り、地域住民の生活環境の保全を図る。

【制度イメージ】

- 課税客体 : 個人又は法人が所有する空き家の土地
- 税収使途 : 空き家対策及び市町村への交付(税収の7割)
- 課税標準 : 土地の評価額
- 納税義務者 : 空き家の土地の所有者
- 税額の計算 : 土地の評価額×1%(保安林、県森林環境税を財源に整備された森林の施業放置について重課するか検討)

【制度導入への課題】

- ①実効性のある土地利用計画の有無及びその利用計画の根拠となる法律、条例の制定が必要となるので、各自治体で「空き家対策条例」を定めるか、現在自民党が議員立法で国会提出を目指している空き家対策特別措置法の成立に基づく計画が定められる必要がある。
- ②実効性のある空き家対策と併せて導入する必要がある。
- ③固定資産税の住宅軽減措置の解除を行う等の既存税制の運用(適正課税)でも同程度の効果が期待(新潟県見附市等の例)される。

自動車通過税について

多くの大型車が名阪国道を利用することにより、沿道環境の悪化や一般道の交通渋滞を招いていることから、県が通過税をとることを以下のとおり検討

(仮称)奈良環境保全税

◆課税目的

多くの大型車が名阪国道を利用することにより、沿道環境の悪化や一般道の交通渋滞を招いていることから、その改善に必要な財源(郡山JCT～天理IC間の無料化など)を確保するため

◆納税義務者・徴収方法

(案1) 名阪国道の奈良県区間を通行する者に、料金所を設けて徴収する

納税義務者： 名阪国道の奈良県区間を通行する自動車を運転する者(県内在住者を除く)

徴収方法： 名阪国道上に料金所を新たに設け、徴税

(案2) 西名阪自動車道の料金所において、料金に上乗せして徴収する

納税義務者： 西名阪自動車道の奈良県区間を通行する自動車を運転する者

徴収方法： 特別徴収(西日本高速道路株式会社を特別徴収義務者に指定)(料金に上乗せ)

◆税収の使途

郡山JCT～天理IC間の無料化、名阪国道に結節する県道の整備・維持・管理費

◆税率及び課税期間

郡山JCT～天理IC間の無料化にあたり、西日本高速道路株式会社への補償費用として、100円/回とし、10年を目途に必要な見直しを行う

総額 160億円≒100円×45,492台/日×365日×10年

(仮称) 奈良環境保全税のイメージ



現在、自動車税及び自動車取得税を対象に身体障害者減免制度を導入している。消費税の引上げ時に改正を予定している当該車体課税の詳細については、平成27年度税制改正に持ち越されたところ。

未だ詳細は不明であるが、現在の減免制度に影響し、予定されている自動車取得税の廃止と自動車税(環境性能割)制度については、見直しが必要であるため検討を行う。

平成26年9月12日第11回 自動車関係税制のあり方に関する検討会資料より

平成27年度税制改正（消費税率10%への引上げ時）における 車体課税に関する残された課題

平成26年度与党税制改正大綱												
①自動車取得税の廃止等及び自動車税における環境性能割の導入	○自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時に廃止											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～平成26.3</th> <th>平成26.4～</th> <th>消費税率 10%引上げ時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成27年4月以降のエコカー減税の取扱い</p>		～平成26.3	平成26.4～	消費税率 10%引上げ時	自家用自動車	5%	3%	廃止	営業用自動車・軽自動車	3%	2%
	～平成26.3	平成26.4～	消費税率 10%引上げ時									
自家用自動車	5%	3%	廃止									
営業用自動車・軽自動車	3%	2%	廃止									
○自動車取得税の廃止と併せて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施（税率0～3%）												
②自動車税(排気量割)におけるグリーン化特例(※)の見直し ※燃費性能が良い車の自動車税の2年目の減免	○対象を重点化した上で、対象車は軽課を強化											
③軽自動車税における軽課の検討	○グリーン化を進める観点から検討											

・自動車重量税については、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化

[参考 平成25年12月11日 自由民主党税制調査会長・公明党税制調査会長]

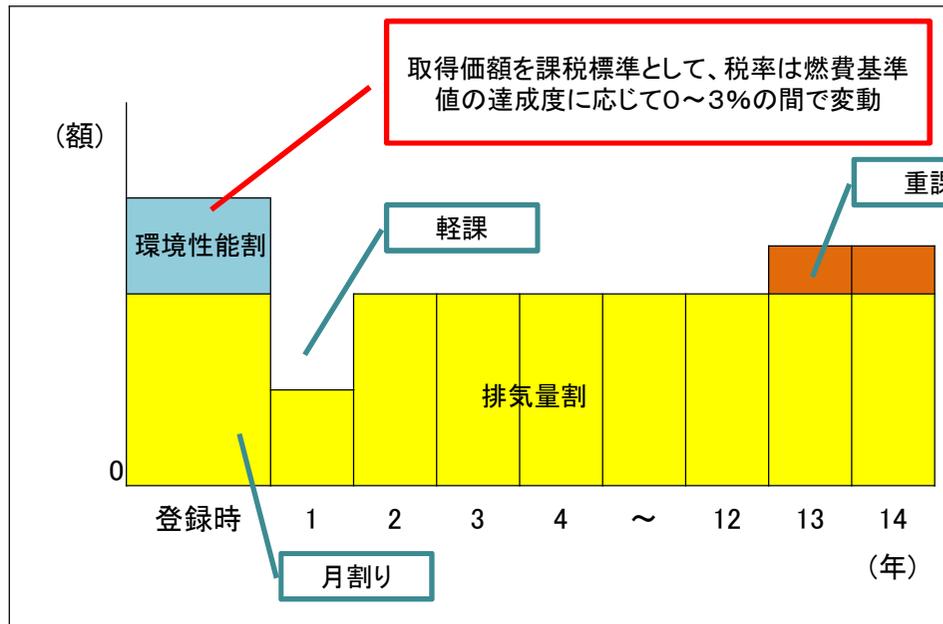
現在、道路運送車両法上登録制度や検査制度がないために税制上、新規車両と既存車両の区別や経過年数による政策的課税ができない原付や軽二輪等について、これらを把握し、軽自動車(四輪)のような課税を可能とする方法について、行政コスト、納税者の負担等も勘案し、検討を行う。

○自動車2税の新制度について

最近の総務省「自動車関係税制のあり方に関する検討会」の議論を見ても、最終的にどのような制度になるかは不明。現時点では以下の通り想定し、検討を行うこととする。

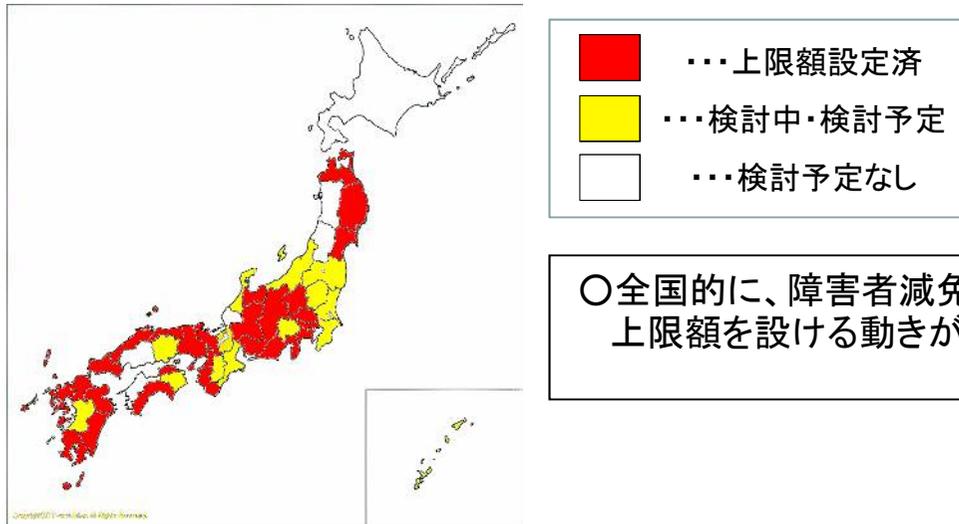
税目	平成27年10月1日での制度 (仮設定)
自動車取得税	・廃止
自動車税(排気量割)	・従来の自動車税と同じ制度・税率（軽課・重課は本税に連動）
自動車税(環境性能割)	・取得価額を課税標準として、税率は省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動 ・課税時期は取得時(自動車登録時)

新しい自動車税のイメージ



○全国の身体障害者減免の上限設定の状況について

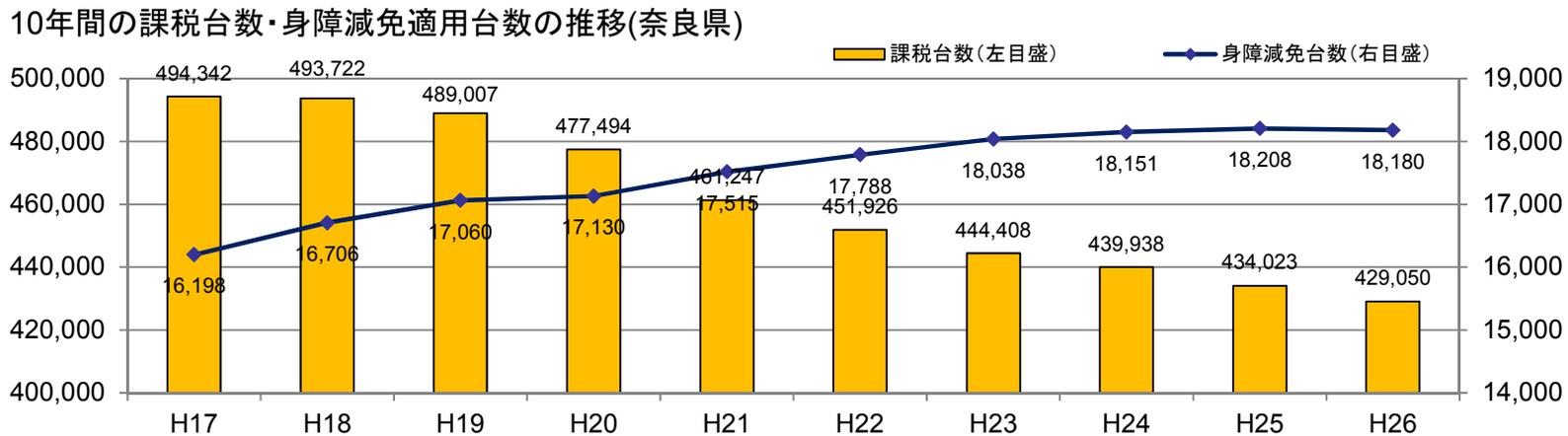
身体障害者減免の上限設定については27都府県で実施済み。近畿においては奈良・滋賀を除く大阪・兵庫・京都・和歌山で実施済み。(滋賀県は28年度から上限設定予定)



○全国的に、障害者減免に対して上限額を設ける動きが主流に

○奈良県の身体障害者減免の状況について

課税台数が年々減少する一方で、身体障害者等に係る減免適用台数は増加している。



新しい身体障害者減免制度について（上限設定の意義）

○身体障害者減免の上限設定について

[減免の趣旨]

身体に障害があるため、日常生活を営むにあたり、歩行することが困難である身体障害者が自ら使用する自動車、～(中略)～は、当該身体障害者等の日常生活にとって不可欠の生活手段となっているので、当該自動車税又は自動車取得税を減免することにより、当該身体障害者等が身体障害又は精神障害を克服し、健全な者に伍して社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えようとするものであること。

(通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税又は自動車取得税の減免について」)

現在の減免制度についての問題点

- ・低価格車であっても高級車であっても全額免除となっている。

減免の趣旨から見ても、生活手段のための車として高級車が必要な理由は無いのではないか。

高級車は基本的に排気量が高く税率も高いが、健全な者と比較して全額免除では公平であると言えるのか。



全額減免ではなく、上限設定を行う必要があるのでは無いか。

上限設定する場合の問題点

- ・上限設定の基準をどのように設定するのか。
- ・「排気量の高い車=財産価値が高い」という考え方から「排気量の高い車=環境負荷が高い」という考え方にシフトしているが、障害者減免と環境負荷に対する課税と言うことが結びつくか。
特に新設される「環境性能割」について減免することは適当か。
- ・軽課・重課(特に重課)についての対応はどうするのか。
- ・上限設定をすることで、障害者等に負担を強いるだけであると受け取られないか。

○自動車税(排気量割)の上限設定について(案)

自動車税(排気量割)の上限は、上限設定のための理由により、税率(額)または排気量の2通りの設定が考えられる。
 なお、現在総排気量2.5リットル以下の税率は45,000円である。(27府県中24府県が同じ設定)

案	設定内容
案A1 排気量	乗用車の自家用について、上限を総排気量2.5リットル以下とする。 (乗用車以外(バス・トラック・小型3輪等)は乗用車相当の上限を設定する)
案A2 税率(額)	上限を税率45,000円とする。

各案のメリット・デメリット

案	メリット	デメリット
全額減免	・今までと変わらない。	・今までと変わらない。
案A1 排気量	・軽課・重課等の扱いや税率が変わっても、対応しやすい。 (わかりやすい)	・バス等は別途設定しなければならない。
案A2 税率(額)	・車の種類別に上限を設定しなくて良い。	・軽課・重課等や税率が変わった場合、逐一条例改正が必要。
減免なし	・税収拡大。	・福祉施策の後退。

●総排気量2.5リットルを超える主なもの

HIACE WAGON



ベンツ



クラウン



●総排気量2.5リットル以下の主なもの

プリウス



FIT



デミオ



条件を総排気量2.5リットル以下(45,000円以下)とした場合の状況は以下の通り。

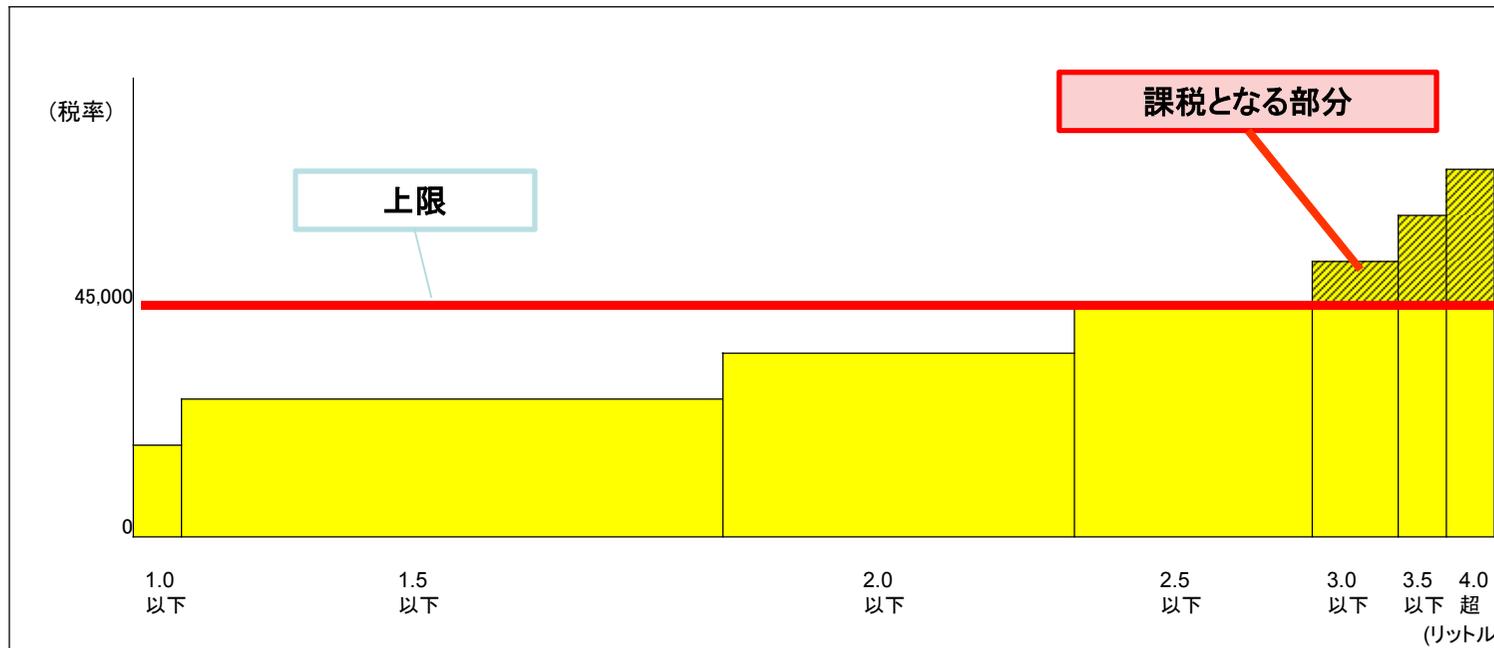
排気量別減免台数(乗用車) (H26.10.7時点)

総排気量	台数	台数
1.0リットル以下	456	16,055
~1.5リットル以下	7,305	
~2.0リットル以下	5,472	
~2.5リットル以下	2,822	
~3.0リットル以下	1,001	1,942
~3.5リットル以下	530	
~4.0リットル以下	115	
~4.5リットル以下	152	
~6.0リットル以下	140	
6.0リットル超	4	
計	17,997	17,997

H26.10.7減免台数	うち乗用車	うち乗用車以外
18,180	17,997	183

上限を超えるのは全体の約11%。

排気量割の上限設定のイメージ図



横幅は台数の割合を表している

○自動車税(環境性能割)の上限設定について(案)

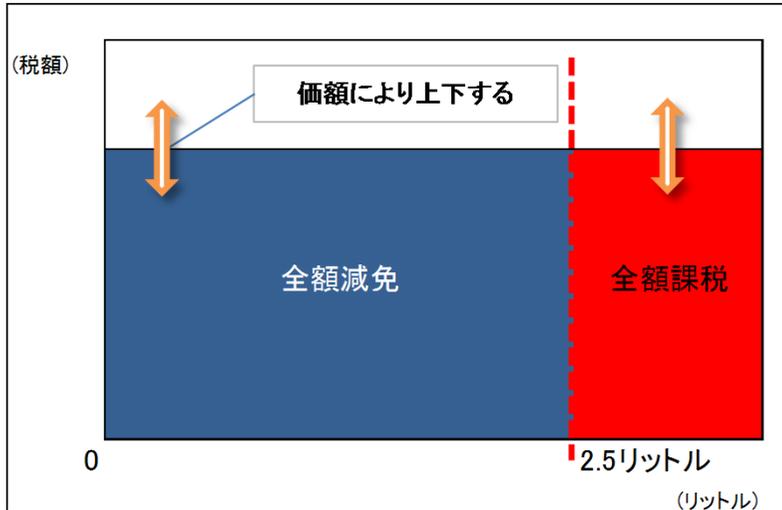
自動車税(環境性能割)については、平成26年度与党税制改正大綱に「取得価額を課税標準として、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動」とあるが、詳しい基準は不明である。
 判明している部分で環境性能割の上限を設定する場合、以下の案が考えられる。

案	設定内容
案B1 排気量	乗用車の自家用について、上限を総排気量2.5リットル以下として、2.5リットル以下は全額減免、2.5リットルを超えるものは全額課税とする。 (乗用車以外のバス・トラック・小型3輪等は乗用車相当の上限を設定する) ※「上限2.5リットル以下」は排気量割にあわせたもの
案B2 取得価額	上限を取得価額3,000,000円とする。 (自動車取得税において、27府県中14府県が同じ設定)
案B3 燃費基準値	上限を税率?%とする。

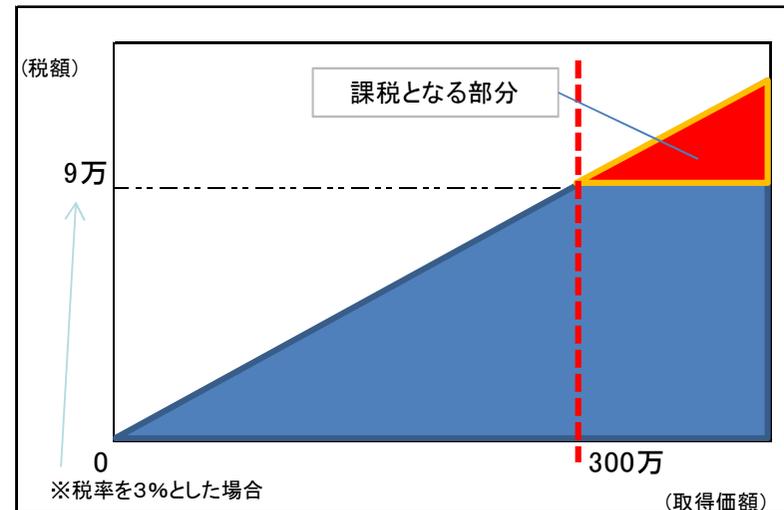
各案のメリット・デメリット

案	メリット	デメリット
全額減免	・今まで(取得税)と変わらない。	・今まで(取得税)と変わらない。
案B1 排気量	・外車・中古車についても同じ基準で対応できる。	・上限を超えたとたん全額課税となる。 (負担大)
案B2 取得価額	・公平性の観点から説明しやすい。	・環境性能割であるにもかかわらず取得税と同じ扱いとなる。
案B3 燃費基準値	・不明	・上限をどこにするかの判断が困難
減免なし	・税収拡大。	・福祉施策の後退。

案B1排気量でのイメージ



案B2取得価額でのイメージ



案B1と案B2の関係性

案B1を採用した場合

	300万以下	300万超
2.5L以下	全額減免	全額減免
2.5L超	全額課税	全額課税

案B2を採用した場合

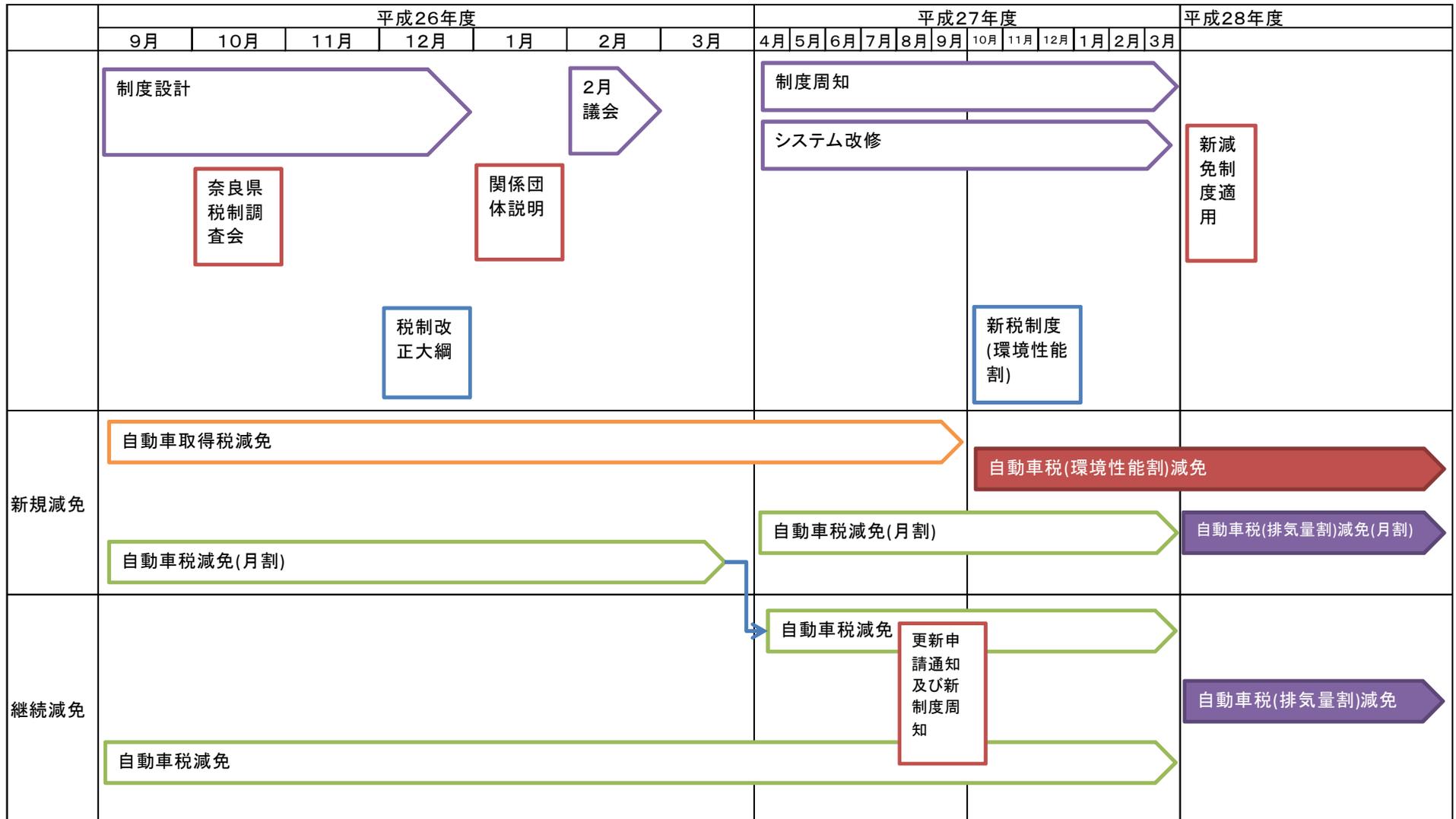
	300万以下	300万超
2.5L以下	全額減免	超過分課税
2.5L超	全額減免	超過分課税

環境性能割の税率を3%とした場合の例

例	案B1排気量の場合	案B2取得価額の場合
排気量3.0リットルで取得価額200万円	200万 × 税率3%=6万円課税	全額減免
排気量2.0リットルで取得価額500万円	全額減免	(500万 - 300万) × 税率3%=6万円課税
排気量3.0リットルで取得価額1000万円	1000万 × 税率3%=30万円課税	(1000万 - 300万) × 税率3%=21万円課税

新しい身体障害者等減免制度について（スケジュール） 3 自動車税の身体障害者等減免の上限設定

○スケジュール



各委員にご執筆いただいた論文と税制調査会として検討した内容を取りまとめ、平成26年11月に出版する。今後は、国等への税制改正要望時、または税務研修時等における資料とする。

書籍の構成

- ・論文集発刊に寄せて(荒井知事)
- ・はしがき(林 宏昭教授)
- 地方自治体の社会保障財源としての地方消費税の清算基準のあり方 (上村 敏之教授)
- 地方消費税の清算による地域間格差への影響 (竹本 亨准教授)
- 所得に対する住民税の課題 (林 宏昭教授)
- 地方税に関する徴税・納税制度と納税協力費に関する研究 (横山 直子教授)
- 地方政府における課税自主権の現状 (城戸 英樹准教授)
- 地方法人税改革 (佐藤 主光教授)
- 地方税改革の方向性 (鈴木 将覚主任研究員)
- ・資料 (これまでの税制調査会の検討内容)
- ・あとがきに代えて～奈良県税制調査会の発足について～(前田副知事)



今後の予定

- 来月(11月)の政府要望活動で活用予定
- 全国の主要書店及びネット書店(アマゾン等)にて販売(予定)
- 国立国会図書館に配置(予定)

望ましい地方税のあり方

検索



先生方から論文の寄稿をいただいている中で、上村先生、竹本先生、鈴木先生、佐藤先生から地方消費税の清算基準についてご意見。概要は以下のとおり。

【上村先生】

◆引上げ分の地方消費税

社会保障財源として位置づけるのであれば、引上げ分の清算基準には社会保障に連動した基準を採用することが必要なのではないか。

◆岩手県と奈良県の主張をもとに考察

岩手県:「従業者数」を「人口」に置き換え。

奈良県:「65歳以上人口」、「18歳以上人口」で清算

◆クロスボーダーショッピング問題

現行制度において、消費支出を基準とする統計はないが、近似するように清算基準を見直すことは可能。

(例:昼夜間人口割合を考慮)

【鈴木先生】

◆ 地方消費税の問題について

□ 自治体間の税収格差は小さいが、都道府県間清算方法には以下の問題がある。

- ・清算基準は必ずしも最終消費にはなっていない。
- ・地方消費税引上げ分の使途が限定されているのに、清算基準に全く反映されていない。

□ 社会保障財源となる引上げ分については、高齢化要因を考慮に入れた基準に基づき地方に税収を分配するなどの対応が考えられる。重要なのは社会保障費を必要としているところに消費税収を充てること。

【竹本先生】

◆「清算」は「清算」と言えるのか

購入された場所での消費額に応じた税額こそが唯一絶対の正しい地方消費税額という考えは誤り。

◆県外消費の影響

人々の「所得と消費は等しい」。「消費」の定義は「消費を行った人の住所地の消費」でなければならないのに現在の清算はそのようになっていない。

◆市町村への交付金

人口と従業者数が全く同じ市町村でも、所在都道府県が異なれば交付金額は大きく異なるが、これは公平という大原則に反している。

◆政策提言

市町村交付金は、地方交付税制度との整合性等から、現状の様なシンプルな方がよい。

都道府県清算は、その地域に住む人々の消費額に基づいた方式に変更する方が望ましいが統計がない。そのため、直接的に所得を反映した基準に変更すべき。(例:道府県民税所得割、人口&従業者数)

【佐藤先生】

◆ 地方税としての地方消費税のジレンマ

(①自主財源、②引上げ分(社会保障財源))

- ・社会保障目的を掲げつつ、その自主財源としての性格と最終消費地に拠る配分基準を維持することには論理的に無理がある。

地方法人課税に関して、鈴木先生、佐藤先生からの論文概要

【鈴木先生】

- ◆ 現在の地方法人税(※)は、地方税原則の多くを満たしていない。
 - ・地方法人税の真の負担者と公共サービスを楽しむ居住者が一致する保証はない。つまり、地方法人税の真の負担者と公共サービスを楽しむ居住者が異なるのであれば、地方法人税は応益原則を満たさない。

(※)地方法人税：平成26年度税制改正において新設された国税ではなく、法人に対する地方税全般。この頁内同じ。
 - ・課税ベースの高い移動性、税収の安定性、税収格差の観点からも、地方法人税は相応しくない。
- ◆ 固定資産税は、応益性や累進性の面で望ましい性質を持っているが、負担者の移動性や土地以外の課税対象については、一部課税ベースの移動性に配慮した課税のあり方の検討が必要。
- ◆ 地方消費税の問題について(再掲)
 - 自治体間の税収格差は小さいが、都道府県間清算方法には以下の問題がある。
 - ・清算基準は必ずしも最終消費にはなっていない。
 - ・地方消費税引上げ分の使途が限定されているのに、清算基準に全く反映されていない。
 - 社会保障財源となる引上げ分については、高齢化要因を考慮に入れた基準に基づき地方に税収を分配するなどの対応が考えられる。重要なのは社会保障費を必要としているところに消費税収を充てること。

【佐藤先生】

- ◆ 一体改革で残された課題(再掲)
 - ・地方税としての地方消費税のジレンマ(①自主財源、②引上げ分(社会保障財源))
 - ・社会保障目的を掲げつつ、その自主財源としての性格と最終消費地に拠る配分基準を維持することには論理的に無理がある。
- ◆ 地方法人課税の課題
 - ・地方税制(税収の不安定、税源の地域間偏在、地域住民のコスト意識の欠如)
 - ・グローバル経済(国際的に高い実効税率)
- ◆ 課税の誘因効果と帰結
 - ・納税者各々は、自身の負担を抑えるように誘因づけられ、課税は人々の勤労や投資の誘因にも影響する。
 - ・それによる逸失利益は、しらずと経済の活力を奪っていく。さらに他社への転嫁にもつながり、最終的には、税を負担するのは、労働者や消費者などの生身の人間である。
- ◆ 地方税改革の具体案とその試算
 - ・これまでの高い法人課税依存など、我が国の地方税は経済成長に依存した仕組みであったが、経済成長を当然視する時代はとっくに過ぎている。
 - ・今後は、成長に支えられる税制から、これを支える税制への転換が求められている。
 - ・応益課税は、企業課税ではなく広く薄い課税を原則に地域住民課税に徹するべき。

地方消費税、地方法人課税以外のテーマで寄稿いただいた論文概要

【城戸先生】

- ◆ 地方の課税自主権の状況について
 - ・制度的制約と政治的要因
 - ・超過課税と法定外税

【林先生】

- ◆ 所得割の個人住民税について
 - ・現状把握と多方面からの課題の提起
 - 比例税ではあっても所得の偏在状況だけでなく、所得控除後の課税標準の偏在を反映しており、課税最低限のない消費税よりも偏在度は高くなるが、これは担税力としての課税標準のばらつきを示すもの。
 - ・個人住民税の課題(課税対象と税率、金融資産からの所得、課税タイミング等)について、今後検討すべきと考えられることを示唆。

【横山先生】

- ◆ 徴税・納税制度と納税協力費について
 - ・納税協力費と納税意識の考察及び各税目間の比較(住民税及び地方消費税)

今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正		本県の自主的な税制
	地方法人課税関係	地方消費税関係	課税自主権の活用(自動車税)
国の動向等	法人減税の議論とともに、政府税制調査会、与党税制調査会等で議論。	(総務省)H24経済センサス活動調査に基づく清算基準への反映を検討中。(小売年間販売額・サービス業対個人事業収入額)	総務省の自動車関係税制のあり方に関する検討会での議論が9月以降再開。
9月			■あり方検討会での検討状況を踏まえ、条例改正の考え方を整理
9月議会			
10月	第8回 税制調査会		
	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	■御議論を踏まえて、条例改正案の策定 ■関係団体への説明
11月	政府要望		
12月	12月議会		
	12月中旬 H27与党税制改正大綱発表		
1月			■奈良県税条例の改正
2月			
2月議会			条例改正案議会提出
3月	第9回 税制調査会		